

記載要領

1 協議対象について

協議の対象は、令和7年度において社会福祉法人等が1(1)の協議対象事業所を1(3)の整備区分に沿って整備を予定している場合に限るものとする。

なお、政令指定都市及び中核市に所在する施設・事業所は協議対象外とするが、船橋市、柏市に所在する障害児入所施設及び児童発達支援センターに係る施設整備に限り協議対象に含むものとする。

(1) 協議対象サービス等

ア 児童福祉施設

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センター

イ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で規定する障害者支援施設等については、別途事業支援班と協議すること。

(2) 補助対象法人

社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等

(3) 整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という。)のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	令和５年８月２２日こ成事第４２２号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化に係る整備	令和５年８月２２日こ成事第４２９号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	令和５年８月２２日こ成事第４２８号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
避難スペース整備	令和５年８月２２日こ成事第４２７号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

2 補助基準額等について

- (1) 補助基準額（交付基礎点数）は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（国要綱）の別表2の交付基礎点数を参照すること。

ただし、事業が採択され、交付を受ける際は変動している場合がある。

- (2) 都市部単価について

都市部単価の取扱いは、令和5年8月22日こ成事第432号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」によることとし、対象地域は、次のとおりとする。

① 政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域（人口密度が概ね1,000人/k m²の地域）

②人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/k m²の地域

3 協議書類の記載方法について

協議書類の記載にあたっては、次に掲げる事項に特に注意し、記載例などを参考にし、作成すること。

- (1) 令和7年度次世代育成支援対策施設整備協議書（様式第3号等）

- ・シート内コメント、記入例、留意事項等を確認しながら作成すること。
- ・「施設整備を必要とする理由」欄には、当該整備を行う背景や必要性など具体的に記載すること。単に、「〇〇を整備したい」などの記載は受理しない場合があるので留意すること。

- (2) 立地条件及び周囲の環境説明書（補足様式④）

- ・地元市町村、電気・水道等関連企業、隣接地権者及び地元自治会との協議状況等を記載すること。各種法令に基づく手続きが不要な場合は、その旨記載すること。

4 提出書類及び提出先について

- ・協議書類目録を参照の上、指定された書類データをCD-R等に書き込み、市町村障害保健福祉担当課に2部提出

（その他提出先市町村の指示があった場合、その指示に従うこと）

【書類の作成及び提出に際しての留意事項】

- (1) 協議書の提出にあたっては、市町村担当課(担当者)に事前に連絡すること。

※期限内に必要な書類を提出できない合理的な理由がある場合は、その理由、提出できない書類の名称、提出予定時期を任意の様式に記載し、市町村担当課及び県障害福祉事業課療育支援班宛てに報告すること。

- (2) 別添「施設整備方針」を参照すること。

- (3) 協議書類の記載は、「3 協議書類の記載方法について」を参照し、不明な部分がある場合は、県障害福祉事業課 療育支援班に確認をすること。

- (4) 協議書類目録に記載のない任意資料を添付することを妨げない。

- (5) 協議書の提出をもって補助が認められるものではなく、提出のあった全ての協議

書等をもとに、施設整備方針等に基づき県で検討のうえ、国へ協議する補助対象事業を決定するものであること。

- (6) こども家庭庁における予算上限等の事由により、千葉県から国への協議の結果、必ず採択されるとは限らないことに留意すること。